

ただ今  
受付中

# サラリーマンが得する 確定申告全ガイド

雑損控除、特定支出控除、寄附金控除……会社員でも確定申告をすれば  
お金が戻ってくるケースは実は多い。申告漏れをしっかりとチェックしよう。

サラリーマンは年末調整があるから確定申告は必要ない。そう考えている人は、思わぬ損をしているかもしれない。年末調整では手続きできないものがあるし、年末調整で申告漏れしているケースも少なくない。

さて、税理士の落合孝裕氏の助言を受けて作成した、2つの申告書から申告ポイントを見てみよう。

サラリーマン大家の山田さん(ケース・仮名・42歳)は年収120万円、パート妻と、14歳長女との3人家族。通常、会社員は「社会保険料控除」などを、会社の年末調整で申告できる(76頁・表1)。しかし、山田さんの場合、年末調整を受けたが、地震保険に加入していることを忘れ

ており、確定申告することに。ありがちなパターンのひとつである。また、山田さんには不動産収入があるが、管理費や修繕費のほか、交通費、電話代、セミナー代などの経費も差し引くことができた(A)。

そして「医療費控除」。申告には医療費合計10万円超とハードルが高いように思えるが、歯列矯正費、付添いなどの交通費など、見落としがちなものもあるので注意したい(C)。

また、山田さんは母親と離れて暮らしており、母親の収入は年間約90万円の年金のみ。足りない分は山田さんが仕送りしている。その場合、48万円の扶養控除が受けられる(E)。「年末調整でも手続きできま

すが、知らない人が多く、申告漏れが多そうです」と、落合氏は話す。

年末時点の住宅ローン残高に応じて税額が控除される「住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)」(注2)

所得から差し引ける「控除できる」ものをつかり計上すれば、課税対象となる所得が少なくなり、所得税や住民税が軽減される。申告漏れがないか、くまなくチェックしたい。

「特定支出控除」といえば「ふるさと納税」が有名だが、ほかにも寄附できる団体はたくさんある。ただ、どこに寄附しても控除になるわけではなく、特定NPO法人、学校法人、社会福祉法人など定められた団体だけなので注意が必要だ。寄附した金額のうち2000円を超える額が所得から控除される。申告には、団体等が発行する領収書等が必要。

扶養控除は親だけではなく、6親等まで

扶養する人は「6親等内の血族および3親等内の姻族」までが対象で、叔父、叔母もOK! 生計を一にする、合計所得が38万円以下の人で、同居している親はもちろん、別居で、仕送りしている場合も対象になる。仕送りに対しての金額の規定はない。70歳以上・同居なら控除額は58万円、69歳以下16歳以上では同38万円。70歳以上・別居なら同48万円。

## 落合孝裕

税理士。CFP。大手食品会社を退職後、1996年落合会計事務所を開設。「決算書の読み方が面白いほどわかる本 数字がわからなくても決算書のしくみ」を読み解くポイント35」など著書多数。



● 年収／会社員収入820万円、不動産収入120万円 ● 妻のパート収入／120万円 ● 子ども1人(14歳)

収入金額等		所得金額		所得から差し引かれる金額		税		計算		その他	
事業等	7	事業等	1	医療費控除	11	配偶者(特別控除)	21	課税される所得金額	26	3573000	注2
農業	8	不動産	2	社会保険料控除	12	扶養控除	23	(9-29)又は第3表上の額に対する税額又は第2表の額	27	2871000	
不動産	9	不動産	3	小規模企業共済等掛金控除	13	基礎控除	24	配当控除	28		
利子	10	利子	4	生命保険料控除	14	合 計	25	区分	29		
配当	11	配当	5	地震保険料控除	15			(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	30	250000	
給与	12	給与	6	寄附金控除	16			政等寄附金等特別控除	31		
雑	13	雑	7	寡婦、寡夫控除	17			任意前払金等特別控除	32		
総合譲渡	14	総合譲渡・一時	8	勤労学生、障害者控除	18			任意前払金等特別控除	33		
一時	15	合計	9	配偶者(特別控除)	19			任意前払金等特別控除	34		
	16		10	配偶者(特別控除)	20			任意前払金等特別控除	35		
	17		11	配偶者(特別控除)	21			任意前払金等特別控除	36		
	18		12	配偶者(特別控除)	22			任意前払金等特別控除	37		
	19		13	配偶者(特別控除)	23			任意前払金等特別控除	38	37100	
	20		14	配偶者(特別控除)	24			任意前払金等特別控除	39		
	21		15	配偶者(特別控除)	25			任意前払金等特別控除	40	37100	
	22		16	配偶者(特別控除)	26			任意前払金等特別控除	41	779	
	23		17	配偶者(特別控除)	27			任意前払金等特別控除	42	37879	
	24		18	配偶者(特別控除)	28			任意前払金等特別控除	43		
	25		19	配偶者(特別控除)	29			任意前払金等特別控除	44	99700	
	26		20	配偶者(特別控除)	30			任意前払金等特別控除	45	-61821	
	27		21	配偶者(特別控除)	31			任意前払金等特別控除	46		
	28		22	配偶者(特別控除)	32			任意前払金等特別控除	47	00	
	29		23	配偶者(特別控除)	33			任意前払金等特別控除	48	61821	
	30		24	配偶者(特別控除)	34			任意前払金等特別控除	49	550000	
	31		25	配偶者(特別控除)	35			任意前払金等特別控除	50		
	32		26	配偶者(特別控除)	36			任意前払金等特別控除	51		
	33		27	配偶者(特別控除)	37			任意前払金等特別控除	52		
	34		28	配偶者(特別控除)	38			任意前払金等特別控除	53		
	35		29	配偶者(特別控除)	39			任意前払金等特別控除	54		
	36		30	配偶者(特別控除)	40			任意前払金等特別控除	55		
	37		31	配偶者(特別控除)	41			任意前払金等特別控除	56		
	38		32	配偶者(特別控除)	42			任意前払金等特別控除	57	00	
	39		33	配偶者(特別控除)	43			任意前払金等特別控除	58	000	
	40		34	配偶者(特別控除)	44			任意前払金等特別控除	59		
	41		35	配偶者(特別控除)	45			任意前払金等特別控除	60		
	42		36	配偶者(特別控除)	46			任意前払金等特別控除	61		
	43		37	配偶者(特別控除)	47			任意前払金等特別控除	62		
	44		38	配偶者(特別控除)	48			任意前払金等特別控除	63		
	45		39	配偶者(特別控除)	49			任意前払金等特別控除	64		
	46		40	配偶者(特別控除)	50			任意前払金等特別控除	65		
	47		41	配偶者(特別控除)	51			任意前払金等特別控除	66		
	48		42	配偶者(特別控除)	52			任意前払金等特別控除	67		
	49		43	配偶者(特別控除)	53			任意前払金等特別控除	68		
	50		44	配偶者(特別控除)	54			任意前払金等特別控除	69		
	51		45	配偶者(特別控除)	55			任意前払金等特別控除	70		
	52		46	配偶者(特別控除)	56			任意前払金等特別控除	71		
	53		47	配偶者(特別控除)	57			任意前払金等特別控除	72		
	54		48	配偶者(特別控除)	58			任意前払金等特別控除	73		
	55		49	配偶者(特別控除)	59			任意前払金等特別控除	74		
	56		50	配偶者(特別控除)	60			任意前払金等特別控除	75		
	57		51	配偶者(特別控除)	61			任意前払金等特別控除	76		
	58		52	配偶者(特別控除)	62			任意前払金等特別控除	77		
	59		53	配偶者(特別控除)	63			任意前払金等特別控除	78		
	60		54	配偶者(特別控除)	64			任意前払金等特別控除	79		
	61		55	配偶者(特別控除)	65			任意前払金等特別控除	80		
	62		56	配偶者(特別控除)	66			任意前払金等特別控除	81		
	63		57	配偶者(特別控除)	67			任意前払金等特別控除	82		
	64		58	配偶者(特別控除)	68			任意前払金等特別控除	83		
	65		59	配偶者(特別控除)	69			任意前払金等特別控除	84		
	66		60	配偶者(特別控除)	70			任意前払金等特別控除	85		
	67		61	配偶者(特別控除)	71			任意前払金等特別控除	86		
	68		62	配偶者(特別控除)	72			任意前払金等特別控除	87		
	69		63	配偶者(特別控除)	73			任意前払金等特別控除	88		
	70		64	配偶者(特別控除)	74			任意前払金等特別控除	89		
	71		65	配偶者(特別控除)	75			任意前払金等特別控除	90		
	72		66	配偶者(特別控除)	76			任意前払金等特別控除	91		
	73		67	配偶者(特別控除)	77			任意前払金等特別控除	92		
	74		68	配偶者(特別控除)	78			任意前払金等特別控除	93		
	75		69	配偶者(特別控除)	79			任意前払金等特別控除	94		
	76		70	配偶者(特別控除)	80			任意前払金等特別控除	95		
	77		71	配偶者(特別控除)	81			任意前払金等特別控除	96		
	78		72	配偶者(特別控除)	82			任意前払金等特別控除	97		
	79		73	配偶者(特別控除)	83			任意前払金等特別控除	98		
	80		74	配偶者(特別控除)	84			任意前払金等特別控除	99		
	81		75	配偶者(特別控除)	85			任意前払金等特別控除	100		
	82		76	配偶者(特別控除)	86			任意前払金等特別控除	101		
	83		77	配偶者(特別控除)	87			任意前払金等特別控除	102		
	84		78	配偶者(特別控除)	88			任意前払金等特別控除	103		
	85		79	配偶者(特別控除)	89			任意前払金等特別控除	104		
	86		80	配偶者(特別控除)	90			任意前払金等特別控除	105		
	87		81	配偶者(特別控除)	91			任意前払金等特別控除	106		
	88		82	配偶者(特別控除)	92			任意前払金等特別控除	107		
	89		83	配偶者(特別控除)	93			任意前払金等特別控除	108		
	90		84	配偶者(特別控除)	94			任意前払金等特別控除	109		
	91		85	配偶者(特別控除)	95			任意前払金等特別控除	110		
	92		86	配偶者(特別控除)	96			任意前払金等特別控除	111		
	93		87	配偶者(特別控除)	97			任意前払金等特別控除	112		
	94		88	配偶者(特別控除)	98			任意前払金等特別控除	113		
	95		89	配偶者(特別控除)	99			任意前払金等特別控除	114		
	96		90	配偶者(特別控除)	100			任意前払金等特別控除	115		
	97		91	配偶者(特別控除)	101			任意前払金等特別控除	116		
	98		92	配偶者(特別控除)	102			任意前払金等特別控除	117		
	99		93	配偶者(特別控除)	103			任意前払金等特別控除	118		
	100		94	配偶者(特別控除)	104			任意前払金等特別控除	119		
	101		95	配偶者(特別控除)	105			任意前払金等特別控除	120		
	102		96	配偶者(特別控除)	106			任意前払金等特別控除	121		
	103		97	配偶者(特別控除)	107			任意前払金等特別控除	122		
	104		98	配偶者(特別控除)	108			任意前払金等特別控除	123		
	105		99	配偶者(特別控除)	109			任意前払金等特別控除	124		
	106		100	配偶者(特別控除)	110			任意前払金等特別控除	125		
	107		101	配偶者(特別控除)	111			任意前払金等特別控除	126		
	108		102	配偶者(特別控除)	112			任意前払金等特別控除	127		
	109		103	配偶者(特別控除)	113			任意前払金等特別控除	128		
	110		104	配偶者(特別控除)	114			任意前払金等特別控除	129		
	111		105	配偶者(特別控除)	115			任意前払金等特別控除	130		
	112		106	配偶者(特別控除)	116			任意前払金等特別控除	131		
	113		107	配偶者(特別控除)	117			任意前払金等特別控除	132		
	114		108	配偶者(特別控除)	118			任意前払金等特別控除	133		
	115		109	配偶者(特別控除)	119			任意前払金等特別控除	134		
	116		110	配偶者(特別控除)	120			任意前払金等特別控除	135		
	117		111	配偶者(特別控除)	121			任意前払金等特別控除	136		
	118		112	配偶者(特別控除)	122			任意前払金等特別控除	137		
	119		113	配偶者(特別控除)	123			任意前払金等特別控除	138		
	120		114	配偶者(特別控除)	124			任意前払金等特別控除	139		
	121		115	配偶者(特別控除)	125			任意前払金等特別控除	140		
	122		116	配偶者(特別控除)	126			任意前払金等特別控除	141		
	123		117	配偶者(特別控除)	127			任意前払金等特別控除	142		
	124		118	配偶者(特別控除)	128			任意前払金等特別控除	143		
	125		119	配偶者(特別控除)	129			任意前払金等特別控除	144		
	126		120	配偶者(特別控除)	130			任意前払金等特別控除	145		
	127		121	配偶者(特別控除)	131			任意前払金等特別控除	146		
	128		122	配偶者(特別控除)	132			任意前払金等特別控除	147		
	129		123	配偶者(特別控除)	133			任意前払金等特別控除	148		
	130		124	配偶者(特別控除)	134			任意前払金等特別控除	149		
	131		125	配偶者(特別控除)	135			任意前払金等特別控除	150		
	132		126	配偶者(特別控除)	136			任意前払金等特別控除	151		
	133		127	配偶者(特別控除)	137			任意前払金等特別控除	152		
	134		128	配偶者(特別控除)	138			任意前払金等特別控除	153		
	135		129	配偶者(特別控除)	139			任意前払金等特別控除	154		
	136		130	配偶者(特別控除)	140			任意前払金等特別控除	155		
	137		131	配偶者(特別控除)	141			任意前払金等特別控除	156		
	138										

も初年度は確定申告が必要なので、要注意(翌年から年末調整できる)。

一方、佐藤さん(テニス2・仮名)・40歳は、メーカーの社員として働いて一方、副業として塾で講師のアルバイトをしている。

通常、ダブルワークをしている場合、本業以外の所得が20万円以下なら申告は不要。ただしそれは所得税の会社の給料から徴収される。それを避けたいなら確定申告の際に申告書第2表の「自分で納付」の欄にチェックを入れておけば、指定の住所に納付書がくる(市町村によっては受

け付けないこともある)。

佐藤さんの場合は副業の所得が20万円を超えているため、確定申告が必要となる(注3)。社会保険料が「原則従業員が500人を超える会社(特定雇用事業)で週の労働時間が20時間以上、賃金の月額が8万8000円以上」など要件を満たせば、副業でも社会保険への加入義務が生じる。その場合、両方の会社で報酬に応じ按分した社会保険料を払う。

また、佐藤さんは税理士の資格取得の勉強中だが、その学費など、業務のために支出したものは「特定支出控除(E)」として所得から差し

引くことができる。高額でない対象にならないこともあり、年間2000人程度など、控除を受ける人は非常に少ないとのことだが、思いついた人は確認を。

ひたたりなど盗難被害の損害額の一部は「雑損控除(F)」として所得から引ける。豪雨で持っていたパソコンが破損したなど災害による損害、シロアリ、ハクビシンなどの害虫・害獣の駆除費用も対象になる。

多額の盗難被害で思い出すのが仮想通貨だが、仮想通貨の盗難被害も雑損控除になると思われる。逆に会社員が仮想通貨で20万円超の売却益

を得た場合、「雑所得」として申告する。利益が20万円以下および損失が出た場合は申告の必要がない(注4)。

改正もおさえよう。配偶者控除・配偶者特別控除(注5)・注1)が改正され、妻の収入が103万円を超えるると夫の控除額が徐々に減っていたが、今年から妻の収入が150万円までは夫の控除額は減らない。妻が大企業1従業員が500人以上などに勤務の場合は106万円以上(中小企業は130万円以上)で妻が社会

保険に加入することになり、一定のメリットはあるが、手取りが減るケースもあるので注意したい。

## I スズメバチの駆除は「雑損控除」

震災、風水害、雪害、落雷などの自然災害をはじめ、「扶養している親の家のスズメバチを駆除」といった害虫被害や、「扶養している親がひたくりにあった」といった盗難などで損害を受けた場合に控除が受けられる。ネットバンキングの不正送金、海外でのスキミング被害なども対象。警察への被害届が必要。詐欺、恐喝は対象外。

## H

## 仮想通貨の利益は、20万円以下なら申告不要

会社員の場合、仮想通貨の売却益が20万円超なら「雑所得」として申告する。1年分の売却益と損失を合算し、20万円以内なら申告は不要だ。たとえばビットコインとイーサリアムなど、違った種類の仮想通貨でも合算すること。譲渡所得である株の損失と違い、赤字を翌年に繰り越せないので注意しよう。

## K

## 会社員でも「iDeCo」に加入できる

2017年から個人型確定拠出年金「iDeCo(イデコ)」の対象範囲が大幅に広がった。掛け金が全額所得控除となり、所得税と住民税が軽減される。掛け金は月額5000円以上(上限は職権や会社の企業年金の有無などによって異なる)だが、掛け金の減額または停止も可能。「小規模企業共済等掛金控除」なので会社の年末調整でもできる(表1)。

表1

### 会社の「年末調整」でできる控除

- 給与所得控除 ※
- 配偶者控除
- 扶養控除
- 基礎控除 ※
- 障害者控除
- 寡婦、寡夫控除
- 勤労学生控除
- 配偶者特別控除
- 社会保険料控除
- 小規模企業共済等掛金控除
- 生命保険料控除
- 地震保険料控除
- 住宅借入金等特別控除

※1も年末調整する場合は、会社に申請が必要。

## J

## 医療費10万円以下でも控除できる

2017年に新設された「セルフメディケーション税制」。健康診断などを受けた人が、国が認定した市販薬を購入した場合、1万2000円を超える分が控除できる。風邪薬や胃薬、二日酔いの薬、水虫薬、肩こりにも使用する「フェイタスシップ温感」などの湿布薬も入る。薬のパッケージや購入したレシートに印が付いているのでチェックを忘れずに。

## L

## 住宅や家財の損害は「災害減免法」も選択可能

災害などで住宅や家財が損害を受けた人で、年間所得が1000万円以下、損害金額(保険金などで補てんされる額を除く)が住宅や家財の時価の2分の1以上なら、雑損控除ではなく「災害減免法」を選択することもできる。どちらが得かは損害額などによって異なるので、該当する場合はしっかり比較検討したうえで得なほうを選びたい。

● 年収/会社員収入730万円、講師アルバイト120万円 ● 妻(自営業)の所得/450万円 ● 子ども2人(16歳、17歳)

収入金額等		所得金額		所得から差し引かれる金額		税金		計算		その他	
事業等	7	事業等	1	配偶者給与	5	課税される所得金額	26	3777000	課税される所得金額	26	3777000
農業	8	農業	2	雑損控除	10	災害減免額	39		上の率に対する税額	27	327900
不動産	9	不動産	3	医療費控除	11	復興特別所得税額	41	6885	配当控除	28	
利子	10	利子	4	社会保険料控除	12	所得税及び復興特別所得税の額	42	334785	(特定増改築等)	29	
配当	11	配当	5	小規模企業共済等掛金控除	13	外国税額控除	43		住宅借入金等特別控除	30	
給与	12	給与	6	生命保険料控除	14	所得税及び復興特別所得税の申告納税額	44	451000	政党等寄附金等特別控除	31	
		雑	7	地震保険料控除	15	所得税及び復興特別所得税の第3期分の税額	45	-116215	住宅制置等特別控除	32	
		その他	8	寄附金控除	16	納める税金	47	00	住宅特定改築等・指定住宅等特別控除	33	
		短	9	寡婦・寡夫控除	18	還付される税金	48	116215	差引所得税額	38	327900
		期	10	勤労学生・障害者控除	19~20				再差引所得税額(基本所得税額)	40	327900
		長	11	配偶者特別控除	21~22				復興特別所得税額(※×2.1%)	41	6885
		一	12	扶養控除	23				所得税及び復興特別所得税の額(※+41)	42	334785
		時	13	基礎控除	24				所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	43	
			14	合計	25				所得税及び復興特別所得税の申告納税額(※+44)	44	451000
			15						所得税及び復興特別所得税の申告納税額(※+45)	45	-116215
			16						所得税及び復興特別所得税の第1期分・第2期分	46	
			17						所得税及び復興特別所得税の第3期分の税額(※+48)	47	00
			18						運付される税金	48	116215
			19						配偶者の会計所得金額	49	
			20						専従者給与・控除額の合計額	50	
			21						青色申告特別控除額	51	
			22						所得税・所得割の納税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	52	
			23						未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	53	
			24						本年分で差し引く繰越損失額	54	
			25						平均課税対象金額	55	
			26						変動・臨時所得金額	56	
			27						延納届出額	58	000
			28								
			29								
			30								
			31								
			32								
			33								
			34								
			35								
			36								
			37								
			38								
			39								
			40								
			41								
			42								
			43								
			44								
			45								
			46								
			47								
			48								
			49								
			50								
			51								
			52								
			53								
			54								
			55								
			56								
			57								
			58								
			59								
			60								
			61								
			62								
			63								
			64								
			65								
			66								
			67								
			68								
			69								
			70								
			71								
			72								
			73								
			74								
			75								
			76								
			77								
			78								
			79								
			80								
			81								
			82								
			83								
			84								
			85								
			86								
			87								
			88								
			89								
			90								
			91								
			92								
			93								
			94								
			95								
			96								
			97								
			98								
			99								
			100								

**F** スーツ代、接待費は「特定支出控除」に

給与所得控除額の2分の1(年収850万円では102万5000円)を超える特定支出があった場合に、超えた分を所得から控除できる。特定支出には資格取得費、スーツ代、接待費、図書費、新聞サイトの有料会員費、電子図書、単身赴任の帰宅旅費など、会社から支給されず、自身で負担したものが対象。業務に必要な支出として会社からの証明が必要になる。

**G** 生活用品の売却は儲かっても非課税

洋服、家具、食器などの生活用品は、売却して利益が出ても非課税。ただし30万円を超えるような高額な時計など、貴金属類の売却は課税対象となる(譲渡所得)。とはいえ、申告が必要なのは、会社員の場合でいうと売却額から仕入れ値、手数料などを引いた利益が50万円を超えたケースのみなので、なかなか該当することがなさそう。